

「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』
月間キャンペーン」発信業務委託公募型プロポーザル実施要領

(業務目的)

第1条 この要領は、「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務（以下「業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 令和6年9月1日から同年11月30日までの「地産地消月間」に併せて「フェアプライスプロジェクト月間」を展開することで「地産地消」と「フェアプライス」の両取組を広く県民に周知し、鳥取県産農林水産物への愛着と生産現場への理解を高めることで、適正価格による積極的な購入の促進を目的とする。

2 業務の内容は、令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第3条 予算額は金5,039千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間等)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和6年12月31日までとする。

2 契約者、契約担当部局、審査資料等の提出場所は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

(3) 提出場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

(参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「イベント企画・運営」のいずれにも登録されて

いる者であること。

- (4) 令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 県ホームページ掲載(公募開始) | 令和6年5月27日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年5月31日(金) |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和6年6月3日(月) |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年6月5日(水) |
| (5) 参加資格有無通知期限 | 令和6年6月12日(水) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和6年6月21日(金) |
| (7) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和6年6月下旬 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和6年6月下旬 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和6年7月上旬 |
| (10) 契約締結 | 令和6年7月上旬 |

2 プロポーザルに係る資料一式の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び時間

令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

ア 「食パラダイス鳥取県! 『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』 月間キャンペーン」 発信業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 令和6年度「食パラダイス鳥取県! 『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』 月間キャンペーン」 発信業務仕様書

ウ 企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)

(企画提案参加申込書等の提出)

第7条 このプロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)を作成し、令和6年5月27日(月)から同年6月5日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに第6条第2項第3号の場所に持参又は郵便等の方法により提出する(必着)。ただし、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

- 2 前項の定めにより提出のあった書類を審査の上、プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和6年6月12日(水)までに通知する。
- 3 前項に定める審査によりプロポーザルへの入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、プロポーザルへの入札参加資格がないとした理由について、令和6年6月17日(月)正午までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- 4 前項の定めにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年6月19日(水)までに書面により回答する。

(企画提案書等の作成及び提出)

第8条 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(2) 提出場所

第6条第2項第3号に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和6年5月27日(月)から同年6月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(必着)。

- 2 提案者は、業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は本業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1の(1)のイの「事業の実施体制及びスケジュールを明らかにする書類」に記載すること。
- 3 企画提案書等の作成にあたって質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、電子メールにより第6条第2項第3号に定める場所に令和6年5月31日(金)正午までに提出すること。電子メール以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子

メールを送信する際は、件名に「令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務」と記載すること。

- 4 前項により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和6年6月3日（月）までにインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

（審査会の設置）

第9条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の内容を評価し、順位を決定するものとする。
- 3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

（評価方法）

第10条 評価については、別に「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務委託評価要領」（以下「評価要領」という。）を定め、当該評価要領に基づいて行う。

（最優秀者提案者の選定方法）

第11条 評価要領により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

その他詳細は評価要領による。

（審査結果の通知、公表）

第12条 鳥取県は、審査結果を参加者全員に文書で通知し、その概要をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/305661.htm>) で公表するものとする。

（契約締結）

第13条 審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（企画提案書等の取扱い）

第14条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するも

のとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

(提案者の失格)

第 15 条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(契約の解除)

第 16 条 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。

(様式第1号)

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社名
所在地
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所属
職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

令和6年5月27日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 令和6年度「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

(様式第2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「食パラダイス鳥取県！『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間キャンペーン」発信業務

- 1 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しています。
- 2 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 3 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」及び「イベント企画・運営」のいずれにも登録されている者であります。
- 4 当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、令和6年6月21日（金）までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者ではありません。
また、令和6年6月21日（金）までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会 社 名
所 在 地
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所 属
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
ファクシミリ
電 子 メ ー ル

(注) 1 について、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式。以下「明細書写し」という。）を添付すること。ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料（県内市町村へ提出した設立届の写し（受理印が押印されたもの）等）を添付すること。